

eラーニング受講規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社SKYFACE（以下「当法人」といいます）が監修・提供するeラーニング講習（以下「本講習」といいます）の受講者（以下「受講者」といいます）に対して適用される規約です。本講習を受講するにあたり、受講者は以下の事項を確認し、同意するものとします。

第1条（講習の形式）

本講習はeラーニング形式で提供されます。受講者は、当法人が指定するオンラインプラットフォームを通じて、講義、教材、その他の学習資源にアクセスし、学習を進めるものとします。

第2条（学科修了確認試験）

本講習には、学科修了確認試験が含まれています。受講者は、本講習の修了にあたり、所定の修了確認試験を受験し、合格基準(80%)を満たす必要があります。

第3条（講習の修了証明）

本講習を修了した場合、アカウントの各コースの進捗バーがすべて100%になります。これを以って、受講者が本講習の所定の科目を修了したことを証明します。

第4条（質問の対応）

受講者は、講習内容について不明な点や質問がある場合、オンラインプラットフォームを通じて、質問することができます。質問に対する回答は、当法人に属する講師より遅滞なく行われます。

第5条（合格の保証）

本講習の受講及び修了は、日本海事協会（以下「協会」といいます）の学科試験に合格することを保証するものではありません。受講者は、協会の試験に合格するための学習や準備を自身で行う責任を負います。

第6条（個人情報の取扱い）

受講者の個人情報は、当法人のプライバシーポリシーに従い、適切に管理され、講習に関連する目的以外には使用されません。

第7条（受講者の責任）

受講者は、本講習の受講にあたり、自身の学習環境を整え、受講に必要な機器やインターネット

ット環境を確保する責任を負います。また、受講者は、講習中の不正行為や著作権侵害に関与しないことを誓約します。

第8条（免責事項）

当法人は、本講習に関する情報の正確性や適用性について最善の努力を尽くしますが、受講者の学習成果に関する責任を負いません。また、オンラインプラットフォームの利用に関する技術的な問題についても、当法人は責任を負いません。

第9条（規約の同意）

受講者は、本規約の内容を確認し、同意することによって、eラーニング講習の受講を開始するものとします。受講者の同意は、書類または電磁的方法で記録されます。

第10条（権利の帰属と利用範囲）

- 1 本講習に関する全てのコンテンツ（講義資料、教材、テスト、ビデオ、音声など）は、当法人または著作者に帰属します。これらのコンテンツに関する全ての著作権、商標権、特許権、及びその他の知的財産権は、当法人または著作者により保有されており、法律により保護されています。
- 2 受講者に対して、本規約に基づく本講習の利用権が付与されます。受講者は、当法人が提供するコンテンツを、当法人が定めた目的でのみ使用することができます。コンテンツの商業的利用、再配布、販売、複製、改変、公開展示、または第三者への提供は禁止されています。

第11条（規約違反に対する措置）

- 1 受講者が本規約に違反した場合、当法人はその違反の内容を調査し、適切な対応を取る権利を有します。違反が確認された場合には、当法人から受講者に対して通知が行われることがあります。
- 2 規約違反に対して、以下の措置を行う場合があります。
 - ①アクセスの停止
受講者の講習へのアクセスが一時的または永久に停止されることがあります。これには、アカウントの一時停止や削除が含まれる場合があります。
 - ②損害賠償
規約違反によって当法人に損害が生じた場合、受講者はその損害を賠償する責任を負います。損害賠償の請求は、法的手続きに従って行われます。
 - ③法的措置
規約違反が重大な場合、当法人は法的措置を取る権利を保留します。これには、訴訟やその他の法的手続きが含まれることがあります。

第12条（損害賠償）

受講者は、本規約に違反することにより当法人に損害を与えた場合、その全ての損害（直接的、間接的、特別、付随的、または結果的な損害を含むがこれに限らない）について賠償する責任を負うものとします。

第13条（サービスの中止等）

当法人は、以下のいずれかの理由により、eラーニングの提供を一時的に中止することがあります。

- ① eラーニングの運営に必要な定期的または緊急のシステムメンテナンスを行う場合
- ② システムの技術的な問題、セキュリティ上のリスク、またはその他の予期しない問題が発生した場合
- ③ 法的要求や規制に従う必要がある場合

第14条（管轄裁判所）

本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、被告の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（本規約の変更）

- 1 本規約は、当法人の都合により受講者への予告なく変更されることがあります。
- 2 前項における本規約の変更があった場合には、当スクールのホームページ等で周知するものとします。
- 3 改定後の本規約は、効力発生日から適用されます。